第２２期第７回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

１　日　　時　　令和４年９月２６日（月）１３時５０分～１４時４０分

２　場　　所　　くしろ水産センター　３階　大会議室

３　出席委員　　川崎一好　柳谷法司　上野　仁　後藤義勝　石川和男　倉舘建一
中村喜美雄　北島千也　神山久典　秋森新二　中村純也　西田達雄
山﨑貞夫　近藤龍洋　（欠席委員：亀田元教）

４　事 務 局　　佐々木事務局長　神谷専門主任　田中主事

５　臨 席 者　　釧路総合振興局　大津水産課長　服部漁業管理係長
十勝総合振興局　泉水産課長　加賀漁業管理係長

６　議事事項
議案第１号　制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)
議案第２号　漁業権切替小委員会規程の改正について
議案第３号　漁業権切替小委員会の設置について

７　報告事項
定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

８　その他

９　議事の経過
（１）開　　会

事務局　只今から、第22期第７回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶申し上げます。

（２）会長挨拶

会　長
25.48

それでは皆様、どうもご苦労様でございます。
対面での会議ということで。コロナがですね、少し落ち着いてきたなという感がありますけれども、非常にご高齢の皆さん方ですから、十分に気を付けてですね、やって頂きたいというふうに思います。
よいよい、私共はですね、待ちに待ってた、沿岸のですね、中心的な漁業であります秋アジが始まりました。今のところはですね、全体としては10パーセントをちょっと超えるくらいの程度でありますけれども。非常に今年は、思っていた以上にバラツキがあってですね、各組合の差が非常に大きなものがあります。これからですね、期待をしたいというふうに思います。
また、沖合漁業に関してはですね、イワシは、本当に釧路のですね、10トン前後の水揚げがあってですね。ただ、こまいですね。この値段がですね、なかなか、30円台くらいから、40円、50円になっていかないというのが、一つ大きな問題でありますけれども。このイワシは仕方が無いのかなと。
それから、サンマでありますけれども。今やっと、２昼夜半くらいの、現場ですね。一晩に、良い船で20トンくらい、ダメなのでは賄い程度と、いうような量が少し出て参りましたので。この後、10月に入ってですね、いくらか店に出るのじゃないのかなと思いますけれども。如何せん、現場が遠いものですから、20トン未満船が、なかなか、行けないようなですね、状況が長く続いてますけれども。道東としては、今後、サンマ漁がですね、非常に大きなウェイトを占めておりますので、なんとか、漁が上向きになってくれれば良いかなと思っております。

今日の会議にですね、たいへんお忙しい中、振興局のそれぞれ課長さんをはじめですね、関係の職員の皆さん方にご出席を賜りました。心から厚くお礼申し上たいというふうに思います。
それでは本日のですね、議案は1号から3号まで、以下、報告事項1号というふうになっておりますので、一つ、慎重にご審議を頂ければというふうに思います。よろしくどうぞお願いを致します。

（3）出席人員報告

事務局　この後の会議進行は、川崎会長にお願い致します。

会　長　それでは、出席委員をご報告申し上げます。委員総数15名、出席委員は14名でございます。過半数に達しておりますので、本委員会は成立を致します。

（4）議事録署名委員の選出

会　長　次に議事録署名委員につきまして、委員会規程第7条の規定によりまして、私の方から指名をさせて頂きます。本日の議事録署名委員は、中村喜美雄さんと北島委員にお願いをしたいと思います。よろしくどうぞお願いを致します。

（5）議事の経過

会　長　それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号「知事許可漁業に関わる制限措置の内容及び申請すべき期間」についてを上程します。説明願います。

事務局　議案第1号の資料をご覧ください。今回の案件としましては、十勝総合振興局管内の潜水器漁業、北海道漁業管理課所管のかにかご漁業について、知事より諮問がありましたので、ご審議頂くものです。よろしくお願い致します。内容につきましては、振興局からご説明致します。

十勝振興局係長　（知事許可漁業に関わる制限措置の内容及び申請すべき期間について資料により説明：十勝管内潜水器漁業分）

釧路振興局係長　（知事許可漁業に関わる制限措置の内容及び申請すべき期間について資料により説明：釧路東部海域かにかご漁業分）

会　長　はい、只今のご説明申し上げたことについて、ご質問等ございますか。

（無　し）

会　長　よろしいですか。

（は　い）

会　長　はい、それでは、第1号につきましては、決定とさせて頂きたいと思います。
私の方から、一つだけ。これ、トン数制限しているんですね、で、許可漁業のですね、ものに関しては、水産庁で言うハイブリット型というか、トン数を制限したいというですね、水産庁の希望と言うのかな、将来性に向かってね、一隻の船でやれるように、トン数制限を、何艘も持たないで

ね。といしうようなことで、やっているんです。これらについて、北海道として検討しているのですか。誰が答えれる。
　その魚種によってはね、いきなり、そのハイブリット方式だから、今まで10トン未満だけど、19トンにするとかね、堂々と言ってるんだよね。だけど、これが自由を取ってるってことさ。
　だから、基本は全体に関わったね、発言をすれば良いだけど、その魚種によって発言されるとね、非常に迷っちゃうんだよな、漁師も。その辺は、如何なんですか。

釧路振興局係長　ちょっと、定かどうか、はっきり。あれなんですけれども。
　水産庁の方では、今回、改正漁業法によって、トン数定めなくて。それで、IQ操業とか、操業制限、個別に割り当てて操業制限していくから。だから、個々の船の大きさは、あまり関係ないというのが、根本的にあったと思いました。
　ただ、それは、基本は大臣許可を先行してやるのであって、知事許可だとか、沿岸漁業については、そこまで、まだ出来ないので、出来るようになったら、そのIQとか、ITQとかという形でやっていくけれども。それまでは、トン数というのは、本来、今までとおり残っていくのかなといった。ちょっと、すいません、私の認識はそのような形でございます。

会　長　これ、少なくとも知事許可とかは、そういうふうに言われてるだよな。

釧路振興局係長　そうですね、大きく、方向性としては、そのIQ制度を目指すということになっているんです。ただ、現場として、そこまで、まだ出来ないことがいっぱいあるので、ちょっとずつ…。

会　長　僕は、そのとおりだと思うんだ。だから、今年から、そうしますよでは、漁業者がついて行けないんだわ。だけど、現実に道はそうした指導をしたんだ、サケマスの時に。
　10トン未満を19トンにすると言ったんだから。だけど、漁師の方がついて行けない。だから、それは一貫してね。同じものの見方をしないと、漁業によって違ってくると。今、たまたま、15トン未満か。これに引っかけて、僕は文句言っているんだ。いずれにしても漁業はそうなるのだから、　　＊＊　　言ってきましたけれども、これをしっかり、北海道としてどうゆうふうにするのか。ハイブリッドにするのは5年後にするとか、トン数に関係なくIQやるんだというのであれば、それは、それで良いと思うんだけどさ。少し早めにね、漁師にしないと、漁師も、それぞれ、船を直したりね、船を造ったりしているものだから、いきなり言われても困るということを言いたかったわけ。そういうことです。

釧路振興局係長　わかりました。

会　長　はい。
　それでは、議案の1号の諮問内容につきましては、適当であるということで、北海道知事の方に答申をしたいというふうに思います。
　次に議案の第2号、「漁業権切替小委員会規定の改正」についてを上程致します。説明願います。

事務局　（漁業権切替小委員会規定の改正について資料により説明）

会　長　はい、ご質問ありますか。

（無　し）

会　長　　よろしいですか。

（は　い）

会　長　　はい、無ければ、議案第２号につきましては原案のとおり改正するということで、決定とさせて頂きます。
　次に、議案の第３号、「漁業権切替小委員会の設置」についてを上程致します。説明願います。

事務局　　（漁業権切替小委員会の設置について資料により説明）

会　長　　はい、ご苦労までございます。今回の切り替えはですね、海面共同漁業権、定置漁業権、海面区画漁業権でございます。免許件数及び地区間のバランス等を考慮して、別紙の６名とする案をご提案したいと思います。如何でしょうか。

（異議無し）

会　長　　よろしいですか。

（は　い）

会　長　　はい、それでは、小委員会の委員は、この６名の皆さん方に決定したいと思います。よろしく、どうぞお願いを致します。
　次に、報告事項に入ります。報告事項１について、事務局の方から説明願います。

事務局　　報告事項１、「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告」について。報告事項１の資料をご覧ください。
　定置漁業権については、毎年、定置漁業権の漁期終了後に、各漁業権者から提出頂いている資源管理の状況等の報告を基に、道において漁場の適切かつ有効な活用について確認するとともに、確認した結果を海区委員会へ報告することになっておりますことから、北海道知事より報告があったところです。内容につきましては振興局からご説明致します。

釧路振興局係長　　内容については、私の方から説明させて頂きます。まずですね、報告事項１と書かれている文書をご覧ください。こちらがですね、知事からの報告文書となります。
　報告の対象となる漁業権ですけれども、全部で67件でありまして、その内容については、１枚めくって頂ければ、別紙が付いてございます。漁業権毎に報告の内容を記載してございます。
　左の方から説明して参りますけれども、漁業権の種類としましては定置漁業権でありまして、免許番号は記載のとおりでございます。報告の対象となる期間につきましては、それぞれの定置の漁業時期となってございます。
　その右ですね、資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況につきましては、知事が漁業権者から報告を受けた内容から確認した結果について記載してございます。その内容を説明致しますけれども、報告の対象件数は先ほど申し上げたとおり、全部で67件ありまして、そのうち58件につきましては、いずれも適切に資源管理に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されているというふうに認められております。
　残りの９件につきましては、合理的な理由が無く休業しておりまして、適切かつ有効に漁場が活用されているとは認められないんですが、その休

業というのは、近年の急激な秋さけ資源の来遊不振によるものであって、漁業権者の責によらないものと判断されていることから、されているものでございます。従いまして、十勝釧路管内の 67 件の定置漁業権につきましては、指導勧告の、指導勧告されているものは無いと、なっております。説明については、以上となります。

会　長　　はい、説明が終わりました。ご質問ありますか。

会　長　　この休漁に関してはさ、５カ年の免許期間中なら、認められるけれども。免許切り替えになった時に、どういう措置を取るのかね、こう不漁が続いた場合。
　それから、今まで道の指導の中で、減統とかね、あるいは、期間の、いろんなものをやりながら、経営体質に合わせようとしてきたけれども。経営状況も成り立たなくなった、いわゆる、休漁する。そういう漁場は釧路管内にはありますけれども。それに対しては、漁業を営わないということによって、免許を交付しないと、そういう考え方なんですか。

釧路振興局課長　　基本的にはですね、まず、今回の部分に関しては、来遊不振ということで指導勧告はしないのですけれども。漁場計画を立てるに当たってですね、やはり、今まで、ちょっと使用していない漁場がある場合には、今のところ、まだきちっとした正確な情報は、あれなんですけれども。基本的には、漁場計画が出来ないような方向で今、進めていくようなイメージでおります。

会　長　　そうすると、北海道が、今まで、漁業者に指導してきた中。その中でも、今回の漁業が成り立たないような状況を、何年も続くということに対して。それは一方的に漁業者が、そこで漁業を営まれないような経済状況があるからダメだと言うだけ。道としてね。

釧路振興局課長　　今回ですね、漁場計画を、もし立てるとしたら、この漁業をこれからですね、定置をやっていくと、いうような部分があるのであれば、今の状況の中で漁場計画を策定しながらですね、検討するということも考え、一つあるのかなと思うのですけれども。
　漁場計画を立てながら、また、漁業を営わないというふうになると、なかなか、厳しいところがあるのかなと、いうふうな考えです。

会　長　　もう一つ聞かせて。
　そうなった場合に、その漁場で、経営が成り立つという大手がきて、そこへ漁場を設けたいと、そこで商売がしたいんだと。漁場としての権利があるわけだから、そこに。そういう場合は認めるの。経営が成り立つのであればやりなさい。やれない人は、辞めなさい。そういうことなんだな。

釧路振興局課長　　なかなか厳しいところですね。

会　長　　小委員会に通ちゃったら、そのまま、通ってしまうから。事前に聞いておかないと、小委員会、やりようがないから。
　それによってはね、俺、降りようと思っているんだ、委員長を。
　そこは道と戦わなきゃいけないもの。他所から来てさ、いやいや、私、漁業やります。そこの免許を申請しました。問題ありません、どうぞと言われたってさ、地元として、どうしょうもねえしょ。
　地元の組合はさ、出来るだけ、そういう採算の合わない定置は、俺らは、休漁せってやってきた。組合としての指導はだよ。
　だけど今度、切り替えというものがあるから。それは前にも言っていたんだけど、そこをどうして、どうするのかと。今の説明の中では、経営が

成り立たない、漁場としてやらないわけだから、それは漁場として認めません。漁場として認めないなら良いんだけれども。そこに、誰かが来てやると言ったら、認めると言ったら、地元としてはたいへんなことなんだよな。検討しといて。

釧路振興局課長　はい、分かりました。

会　長　今、課長から答え聞くとしても、あれでしょうから。
すみません、かってにおしゃべりして。何か、皆様の方からありましたら。この件に関しては、よろしいですか。

（は　い）

会　長　はい。それでは、本日の予定の議題はですね、全て終了致しました。皆様方の方から何かあればお聞きをしたいと思いますが。いかがでしょうか。

（無　し）

会　長　よろしいですか。事務局から何かありますか。

事務局　ありません。

会　長　はい。それでは以上をもちまして、本日の委員会を閉会とさせて頂きます。ありがとうございました。